

農村における所得と雇用機会の確保に向けた 本検討会における施策検討対象の整理

令和2年12月18日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

農村における所得と雇用機会の確保に向けた基本的考え方

(第5回検討会資料を改変)

背景・課題

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保を引き続き進めていく。
- しかしながら、特に、**中山間地域等**においては、人口減少・高齢化や農業の担い手不足が深刻化しており、農業・農村の担い手の裾野の拡大が必要。

検討の方向性（案）

(1) 大規模な専業農業経営だけでなく、**多様な形で農に関わる経済主体**について、**農業・農外の所得の組合せ**により、**十分な所得**が確保できるようにすることが必要ではないか。

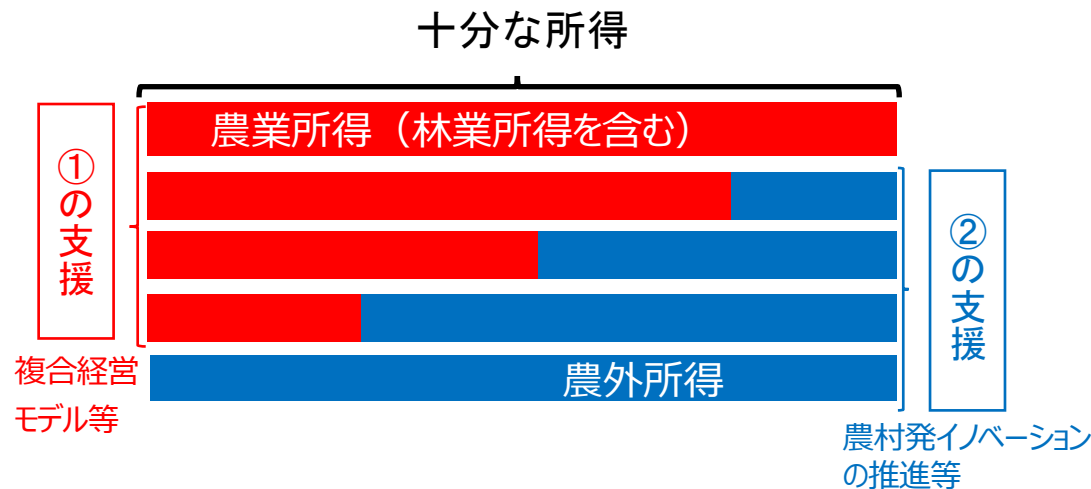
(2) そのためには、このような経済主体について、

①

②

等が必要ではないか。

(3) 特に、**ポストコロナ時代において、都市から農村への人の流れを加速化**させるためには、**安心して農村で働き、生活することができる受け皿**となるような、農業経営と農村発イノベーション※による事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成する必要があるのではないか。



※ 農村発イノベーション…活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組

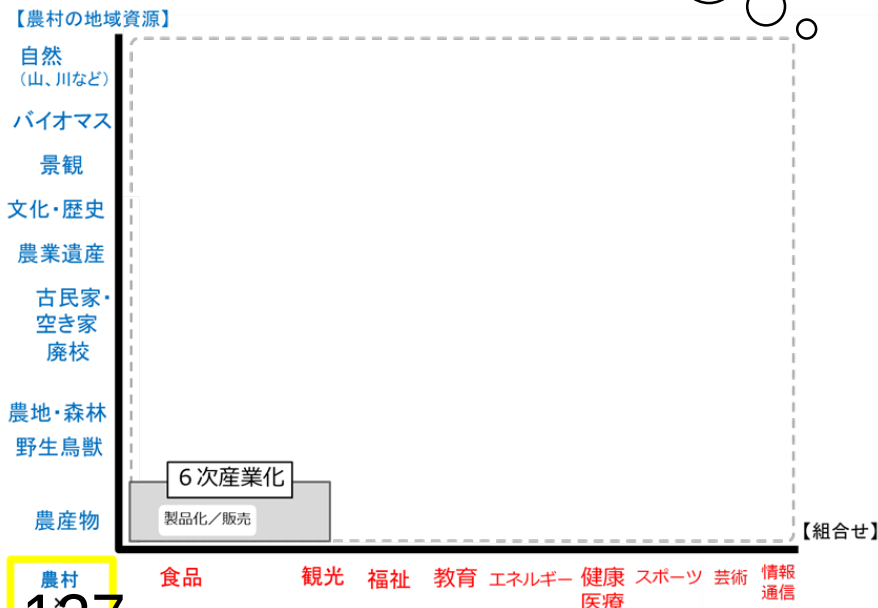
(参考) 農村発イノベーションの推進

(第5回検討会資料を一部改変)

- 農山漁村に人を呼び込むためには、**所得と雇用機会の確保**が不可欠。
- 農山漁村を舞台とした「**農村発イノベーション**」(活用可能な**地域資源**を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組)により新たなビジネス展開を促進。

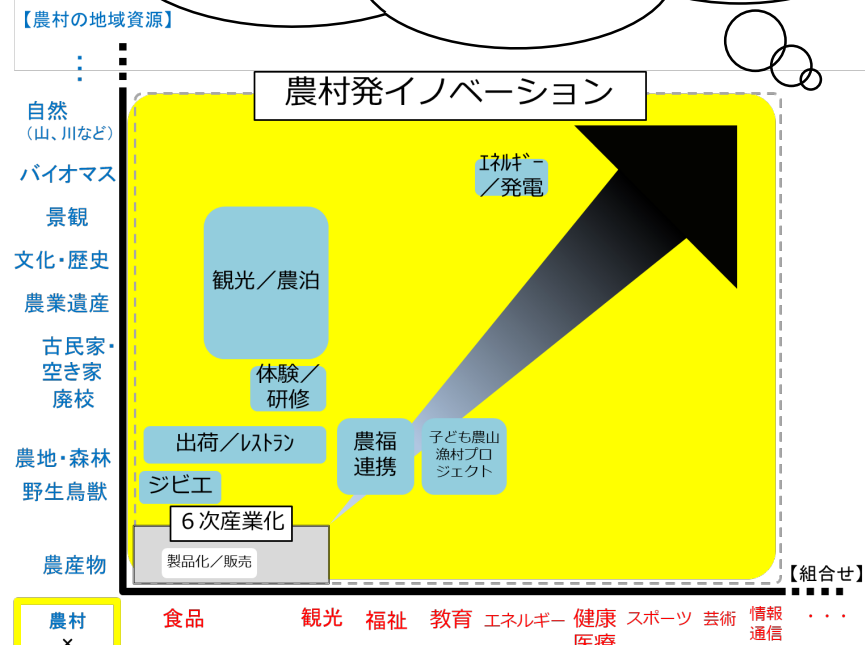
【従来の農林水産省の主な施策対象】

- 対象**地域資源**や他分野との**組合せの範囲が限定**
- **一次産業起点の取組**に限定



【農村発イノベーションの推進のイメージ】

- 農村の**あらゆる地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

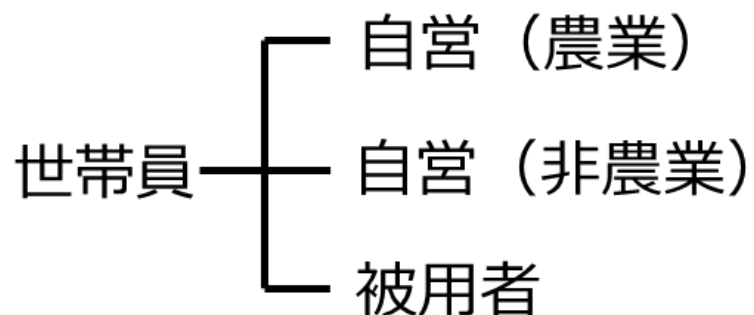


本検討会における施策検討対象の分類（案）

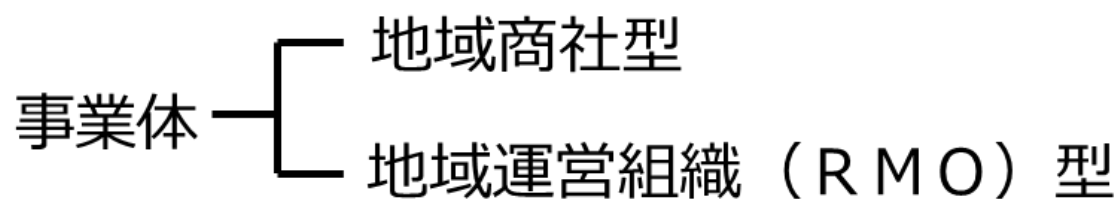
- 農村における所得と雇用機会の確保に向けた施策検討の対象として、「世帯」、「事業体」（法人等）に分類した上で、整理することとしてはどうか。
- 「世帯」に関しては、世帯員について、
 - ① 自営（農業）
 - ② 自営（非農業）
 - ③ 被用者
 に分類し、世帯全体で十分な所得を得ることを目標として所得向上を目指す各世帯員の支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- 「事業体」に関しては、
 - ① 農業経営と他の事業を組み合わせる採算性を有する事業を多角的に展開し、雇用機会を創出する事業体（地域商社型）
 - ② 地域住民にとって必要不可欠であるものの単独では必ずしも採算性を有しない事業も含め、総合的な事業を展開する事業体（地域運営組織（RMO）型）
 に分類し、それぞれの観点からの支援の在り方を検討することとしてはどうか。

【施策検討対象の分類】

○ 各世帯員の分類

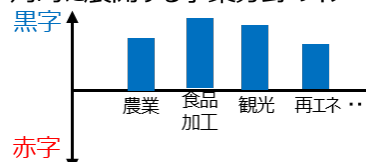


○ 事業体の分類



・地域商社型

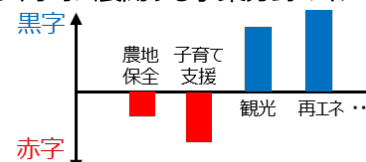
（多角的に展開する事業分野のイメージ）



地域資源を活かし、黒字を生み出す事業を次々に創出！

・地域運営組織（RMO）型

（多角的に展開する事業分野のイメージ）

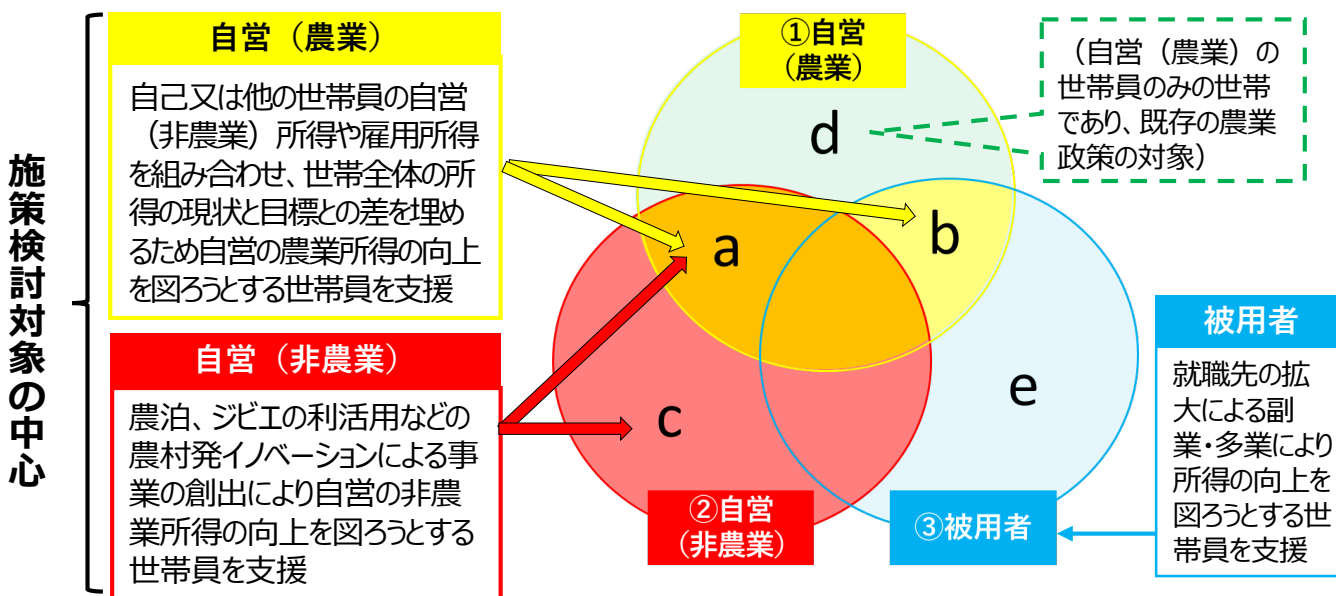


地域住民にとって必要不可欠な事業も展開！

施策検討対象とする世帯（案）

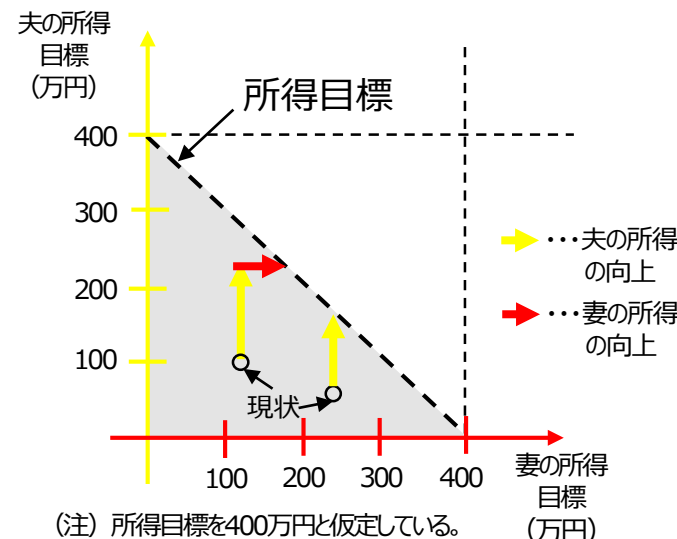
- 「世帯」に関しては、世帯全体で十分な所得を得ることを目標として所得向上を目指す各世帯員を施策検討対象とし、
- ① 自営（農業）のうち、自己又は他の世帯員の自営（非農業）所得や雇用所得を組み合わせ、世帯全体の所得の現状と目標との差を埋めるため自営の農業所得の向上を図ろうとする世帯員
 - ② 自営（非農業）のうち、農泊、ジビエの利活用などの農村発イノベーションによる事業の創出により自営の非農業所得の向上を図ろうとする世帯員
 - ③ 被用者のうち、「人口急減地域特定地域づくり推進法」の活用等により、就職先の拡大による副業・多業により所得の向上を図ろうとする世帯員について、①及び②を中心として、それぞれの支援の在り方を検討することとしてはどうか。

【施策検討対象とする世帯の世帯員構成別の分類】



（参考）施策検討対象のイメージ

夫が**自営（農業）**、妻が**自営（非農業）**のa世帯の場合



【論点】

施策検討対象とする事業体（案）

- ポストコロナ時代において、都市から農村への人の流れを加速化させるため、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と他の事業を組み合わせる採算性を有する事業を多角的に展開し、雇用機会を創出する事業体（地域商社型）の育成に向けた支援の在り方について検討していくこととしてはどうか。
- 加えて、地域住民にとって必要不可欠であるものの単独では必ずしも採算性を有しない事業も含め、総合的な事業を展開する事業体（地域運営組織（RMO）型）の育成に向けた支援の在り方についても検討していくこととしてはどうか。

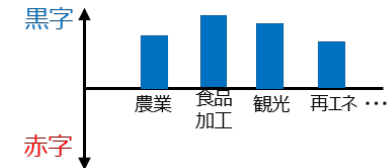
【施策検討対象とする事業体のイメージ】



(参考) 事業体の類型（再掲）

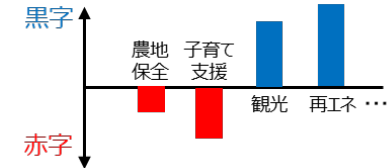
・地域商社型

(多角的に展開する事業分野のイメージ)



・地域運営組織（RMO）型

(多角的に展開する事業分野のイメージ)



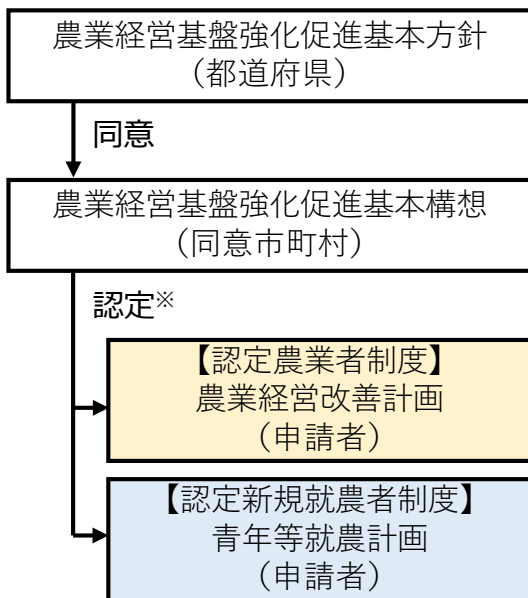
【論点】

- ア 地域運営組織（RMO）型の事業体は、農村発イノベーションによる事業を行っている必要があるか。
- イ 雇用機会の確保や新たな人の呼び込みの役割を担う観点から、類型にかかわらず事業体に対し、どのような支援（立ち上げ支援、農業支援、採算性を有する事業への多角化支援、販路の確保、金融、経営・技術指導など）が必要か。
- ウ 定住条件の整備の役割を担う観点から、地域運営組織（RMO）型の事業体に対し、どのような支援（地域ビジョンづくり支援、必ずしも採算性を有しない事業への多角化支援、税制優遇など）が必要か。
- エ 定住条件の整備や新たな人を呼び込む観点から、事業体を受け皿として都市から農村への移住を希望する者等に対し、どのような支援（相談・伴走支援、人材マッチング、居住支援など）が必要か。

(参考) 認定農業者制度及び認定新規就農者制度の概要

- 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、
- ① 農業経営の改善を計画的に進めようとする者を対象とした認定農業者制度
 - ② 新たに農業経営を営もうとする青年等を対象とした認定新規就農者制度
- により、農業経営者への支援措置を講じている。

【制度の体系】



※ 農業経営改善計画については、農業経営を営む区域が市町村又は都道府県を超える場合、その区域に応じて都道府県又は国が認定

認定農業者制度及び認定新規就農者制度の比較（個人の場合）

	認定農業者制度	認定新規就農者制度
対象者	・ 現に農業経営を行っている者（農業経営を始めようとする者も可） ・ 年齢制限なし	・ 農業経営を始めようとする者（農業経営を始めて5年以内の者も可） ・ 青年（原則18歳以上45歳未満） ・ 知識・技能を有する者（65歳未満）
申請する計画	・ 農業経営改善計画（5年後の経営改善目標等を記載）	・ 青年等就農計画（5年後の経営の目標を記載）
計画の認定基準	・ 基本構想（年間農業所得目標、年間労働時間目標など※）に照らして適切 ・ 計画達成の見込みが確実 ・ 農用地の効率的かつ総合的な利用 ※認定農業者及び認定新規就農者について、それぞれの目標を設定	
主なメリット措置	・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策） ・ 農業経営基盤強化準備金（税制） ・ 農業者年金保険料の国庫補助	
	・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	・ 青年等就農資金 ・ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）

（参考）年間農業所得目標、年間労働時間目標の例（長野県長野市）

		認定農業者制度	認定新規就農者制度
年間農業所得目標	主たる従業者1人当たり※ ¹	500万円程度（中山間地域等は300万円程度）	250万円程度
	1経営体当たり※ ²	概ね800万円程度（中山間地域等は概ね400万円程度）	—
主たる従業者1人当たり年間労働時間目標		2,000時間程度	

141 ※1 組織経営体では、主たる従事者1人当たりの総支給額について、所得目標の実現を目指すものとする。

※2 経営主である主たる農業従事者1人に加え、家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、所得目標の実現を目指すものとする。